

食肉の生産から食卓までを繋ぐ
日本産肉研究会 会則
The Japanese Society for Sustainable Meat Production

(総則)

第 1 条 本会は日本産肉研究会と称する。

第 2 条 本会の事務局は事務局長の定める場所に置く。

(1) 東北大学大学院農学研究科内とする。

Homepage: <http://www.agri.tohoku.ac.jp/keitai/jsmp/index.html>

E-mail: jsmp@g-mail.tohoku-university.jp

(目 的)

第 3 条 本会は、会員が共同して自然と生命の循環力を生かしつつ、長期にわたり経済価値を生み出し、地域の人々に豊かな生活をもたらす食肉生産の構築を目指し、地域資源の循環を基本に、快適な飼育環境（アニマルウェルフェア）に配慮した食肉生産及び再生産可能な経営の構築により、安全で健康的な食肉の消費者への提供と食肉自給率の向上をはかること、あわせて会員相互の交流をはかることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は次の事業を行う。

(1) 研究会の開催

(2) その他第3条の目的達成に必要な事項

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、個人会員、団体会員、賛助会員をもって構成する。

(1) 個人会員は、第3条の目的に賛同し、会費として年額3,000円を納入するものとする。

(2) 団体会員は、第3条の目的に賛同し、所属する団体名で登録した者で、団体所属会員を3名まで登録できるものとし、会費として年額5,000円を団体名で納付するものとする。

(3) 賛助会員は、第3条の目的に賛同し、事業を賛助する者で、1口（年額10,000円以上）を納入するものとする。

第 6 条 会員は毎年12月末までに、当該年度の会費を納入するものとする。

第 7 条 本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は会長、副会長が推薦し、総会で承認された者とする。

(加 入)

第 8 条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会に提出しなければならない。

(議決権および選挙権)

第 9 条 会員は、各々1個の議決権および役員選挙権を有する。ただし、賛助会員は議決権および役員選挙権を有しない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、退会の意思を本会に通知し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(会員資格喪失)

第 11 条 会員は次のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 複数年度会費納入がなかったとき。

(3) 資格喪失に相当する事由が認められたとき。

(経費分担)

第 12 条 本会の経費は、会費、研究集会参加費、寄付金、および雑収入をもって充当する。

(役員)

第13条 本会に、役員として会長1名、副会長1名、事務局長1名、評議員、監事2名を置く。

- (1) 会長、副会長、事務局長、評議員は、会員が総会において選任し、監事は会長が会員より指名する。但し、会長以外の役員で交代が必要な場合は評議員会で選任する。
- (2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその業務を代理する。
- (5) 事務局長は事務局を設置し、会の業務を処理する。
- (6) 評議員は本会の重要事項を審議する。
- (7) 監事は本会の会計を監査する。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

(総会)

第15条 会長は、毎年度1回総会を召集する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

- (1) 次の事項は総会の決議を経なければならない。
 - (ア) 本会の設立および解散
 - (イ) 会則の制定および変更
 - (ウ) 事業報告、会計報告
 - (エ) 事業計画、予算案
 - (オ) 役員を選任
- (2) 議事は出席会員の過半数で決定する。

(研究集会)

第16条 研究集会は年1回以上開催する。研究集会に出題する者は、特別な場合を除き、会員であることを要する。

- (1) 非会員も会員と連名で発表できる。
- (2) 会長の判断で、非会員の発表を認めることができる。

(事業・会計年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第18条 本会の会計年は暦年（1月1日から12月31日まで）とする。

(付則)

平成19年9月25日 制定

平成22年3月30日 改正

平成26年3月29日 改正

平成27年3月29日 改正

平成28年3月30日 改正

申し合わせ事項

1. 旅費は会長が認める会議等において、所属団体等の支給がない場合において実費を支給することができる。
2. 研究集会における特別講演、シンポジウム等の話題提供者には旅費実費、謝金もしくは講演料を支給することができる。